

# 非自発的失業者を対象とした 国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇い止めなどにより離職(雇用保険の特定理由離職者)したため職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入された人を対象に国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

## 対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- ①大和郡山市の国民健康保険に加入していること
- ②離職時点で65歳未満であること
- ③平成21年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っていること
- ④雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記のいずれかであること

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34



※特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄に記載の番号で確認します(ただし、高齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません)。

## 軽減内容

保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、対象者の給与所得を30/100として算定します。

## 軽減期間

軽減措置の適用期間は、次の表のとおりです。

### 〈国民健康保険税に適用される期間〉

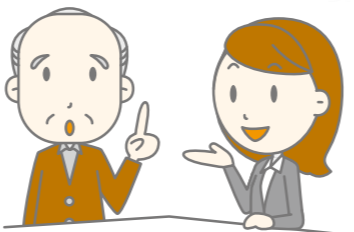
失業した日	保険税の軽減期間
平成22年3月31日～平成23年3月30日	平成24年3月まで(23年度分)
平成23年3月31日～平成24年3月30日	平成25年3月まで(23, 24年度分)
平成24年3月31日～平成25年3月30日	平成26年3月まで(24, 25年度分)
平成25年3月31日～平成26年3月30日	平成27年3月まで(25, 26年度分)
平成26年3月31日～平成27年3月30日	平成28年3月まで(26, 27年度分)
平成27年3月31日～平成28年3月30日	平成29年3月まで(27, 28年度分)

## 申請方法

保険証、雇用保険受給資格者証および印鑑を持参し、軽減適用申請書を保険年金課へ提出してください。その際、雇用保険受給資格者証の写しをいただきます。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失した場合の再発行はハローワークにお問い合わせください。

※この軽減制度に該当されない場合でも、大和郡山市の条例による減免制度の対象となる場合もあります。



12月号

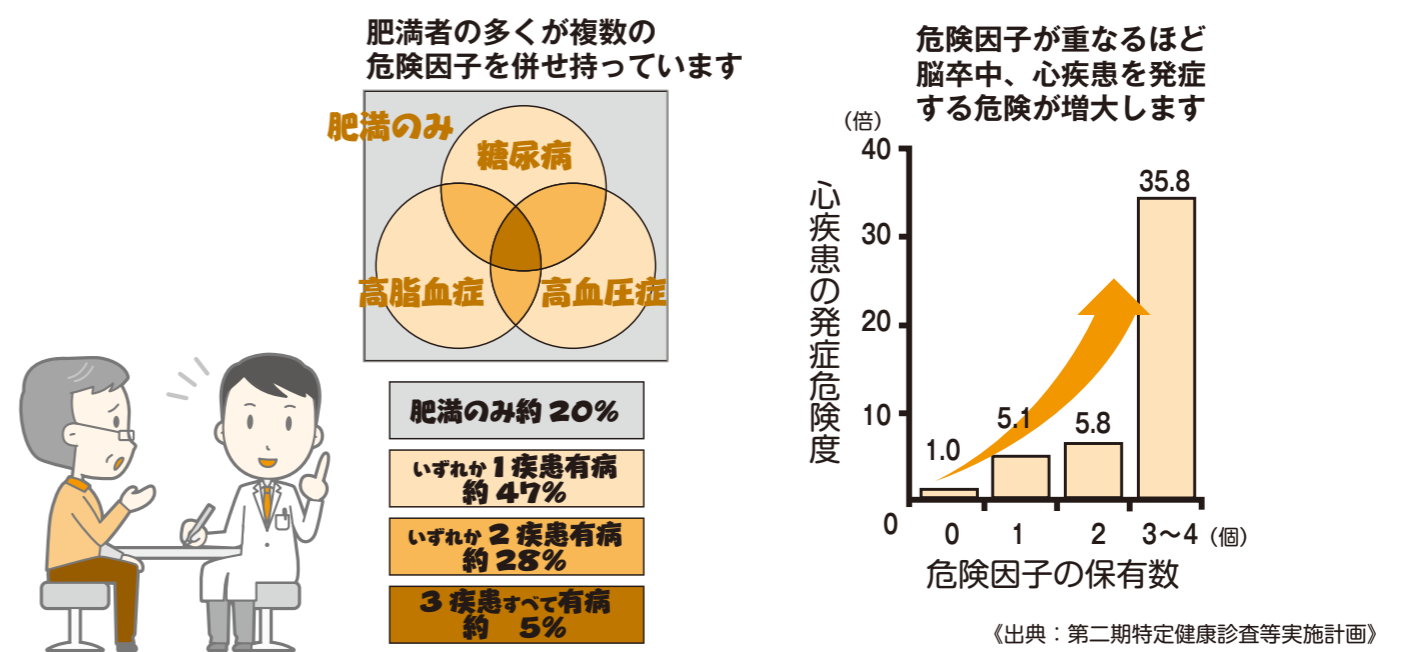
# 国民健康保険だより

発行 / 大和郡山市保険年金課 平成27年12月15日

## 今年も特定健康診査を受けられましたか？

～ご自身の健康状態をチェックしましょう！～

特定健康診査は、生活習慣病の危険性を早期に発見するためのものです。生活習慣病のうち、脳の血管に異常が起こる脳卒中は、寝たきりと認知症の主な原因のひとつであり、発症すると医療と介護の費用が大きな負担となる可能性があります。下の図からは、危険因子の保有数が少ないと、発症リスクも最小に抑えられることがわかります。



みなさんお誘い合わせの上、特定健康診査でご自身の健康状態をチェックしてください。

特定健康診査では、基本的な健診項目(問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査)に加え、貧血検査と心電図検査も受けられます。  
 ※ 奈良県内の指定医療機関で受診した場合で、大和郡山市国民健康保険の人・後期高齢者医療制度の人に限りです。  
 ※ 大和郡山市国民健康保険以外の保険証をお持ちの方は、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

### 特定健康診査の受診期限は平成28年1月31日までです!!

※75歳になる人は、誕生日の前日までです。受診券の有効期限を確認してください。

特定健康診査を受けるには、予約が必要な場合もあります。受診期限が近づくと、病院等の予約がとりづらくなります。なるべく早く受診しましょう。

**受診券を紛失した場合は、再交付します。市役所保険年金課までご連絡ください。**

保険年金課給付係 ☎53-1151(内線322,323,341)

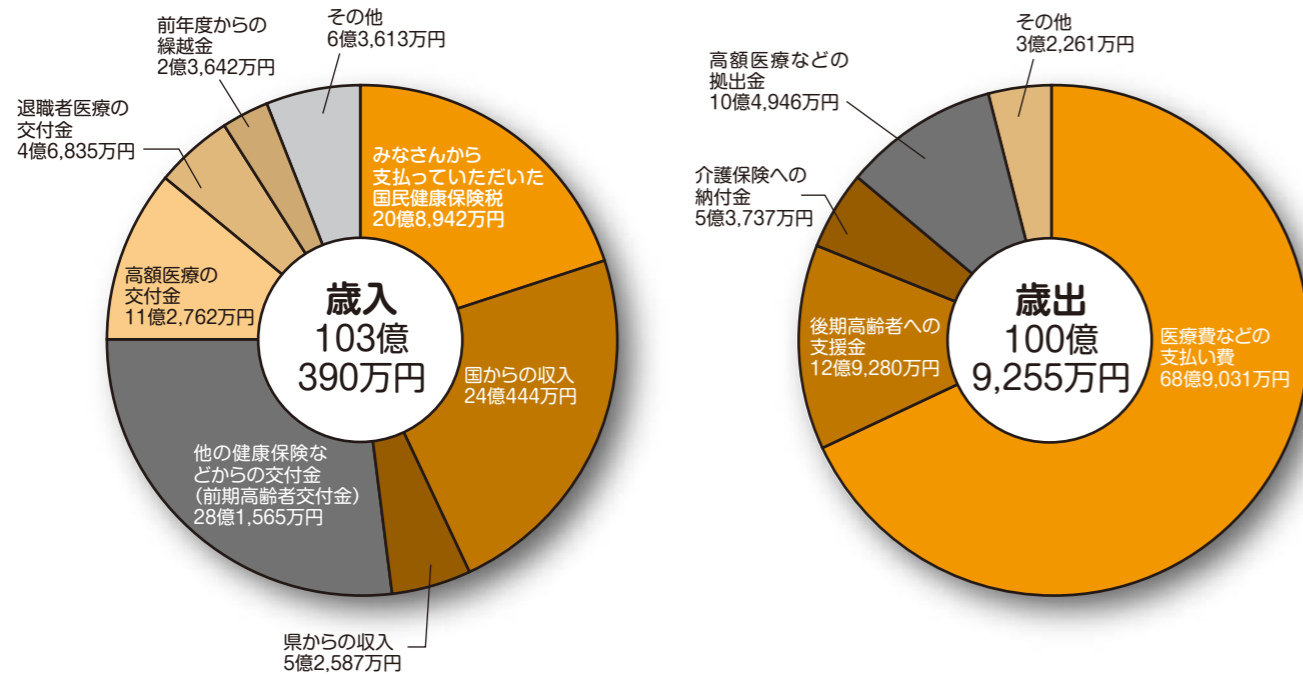
※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、保健センター「さんて郡山」にお問い合わせ下さい(電話58-3333)。

# 大和郡山市国民健康保険の 財政状況をお知らせします

平成26年度  
決算報告

大和郡山市国民健康保険の平成26年度の決算では、歳入(収入)の合計が103億390万円、歳出(支出)の合計が100億9,255万円で、2億1,135万円の黒字となりました。

しかし、歳入歳出差引額から前年度分の繰越金を調整しました単年度収支は、2,507万円の赤字となっております。



歳入のうち、国からの交付金などは当初多めに交付され、次の年に精算(返還)する仕組みとなっているため、平成27年度は約7,000万円を返還していかなくてはなりません。

このように、大和郡山市国民健康保険の財政状況は厳しい状況であることから、今後も引き続き医療費抑制の取組へのご理解とご協力をお願いします。

過去3年間の医療費

年度	医療費支払い額	伸び率
平成24年度	66億 91万円	2.41%
平成25年度	70億2,548万円	6.43%
平成26年度	68億9,031万円	-1.92%



## 大和郡山市国民健康保険の 取り組みをご紹介します!

### 1 ジェネリック医薬品 利用差額通知の送付

ジェネリック医薬品の使用促進のため、みなさんが今使っている薬の中で、ジェネリック医薬品に変更しやすいものがある場合、個別にお知らせをお送りしています。

### 2 柔道整復等レセプト二次点検

接骨院や整骨院等で保険証を使える場合は限られています。どのような場合に使えるかをお知らせするとともに、実際に保険証が使われた内容の確認のため、書類の確認やアンケート調査等を実施しています。



## ジェネリック医薬品を 使ってみませんか?

### ☆ジェネリック医薬品にすると、 薬代の負担が軽くなります。

医薬品(新薬)の研究・開発には、9~17年もの長い年月と、約300億円以上もの膨大な費用がかかります(厚生労働省「ジェネリック医薬品Q&A」より)。ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも言われるように、新薬の特許期間が切れた後に作られた薬です。新薬よりも安価に製造できることから、薬代の負担軽減につながります。

特に、脂質異常症や高血圧症、糖尿病といった慢性的な病気で、長期にわたって薬を服用している人は、大きく薬代を減らすことができます。

※すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局などでの支払額が下がらない場合もあります。

※院内処方では、ジェネリック医薬品に対応できない場合があります。

※ジェネリック医薬品の効き方などには個人差があります。症状などにより、切り替えできない場合もありますので、

**医師・薬剤師に十分にご相談ください。**



※上のカードを希望される方は、  
保険年金課までご連絡ください。

### 「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。

大和郡山市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えたときに、薬代の負担が軽くなる可能性のある人を対象に、1年に3回程度、「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。みなさんがジェネリック医薬品をお使いになるかどうかの参考資料としてお役立てください。

## 「医療費のお知らせ」をご確認 ください。

大和郡山市国民健康保険を使って治療を受けた医療費の総額を知っていただき、日ごろの健康づくりの大切さと膨らむ医療費についてご理解いただくため、医療機関を受診した世帯に対して、医療費のお知らせをお送りしています。

お知らせが届いたら、医療機関が発行した領収書と照らし合わせください。金額が大きく合わない場合は、医療機関に確認してみましょう。

※「医療費のお知らせ」に記載されている金額は10割分の金額です。実際の支払額とは異なります。

※「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除に使用することはできません。

各医療機関が発行した領収書を使用してください。

※医療機関で支払う金額は、10円未満を端数処理(四捨五入)しています。そのため、領収書と「医療費のお知らせ」の金額が合わない場合もあります。

